

(別添 6)

一時生活支援事業実施要領

1 目的

本事業は、一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供及び衣類その他日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供により、安定した生活を営めるよう支援することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業の対象者

一定の住居を持たない生活困窮者で、次の（１）又は（２）のいずれかに該当する者を対象とする。

（１）次のア及びイのいずれにも該当する者

ア 本事業の利用を申請した日の属する月における収入の額（同一の世帯に属する者の収入の額を含む。）が、申請日の属する年度（申請日の属する月が４月から６月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法第 295 条第 3 項の条例で定める金額を 12 で除して得た額（以下「基準額」という。）及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

イ 申請日における金融資産の額（同一の世帯に属する者の所有する金融資産を含む。）が、基準額に 6 を乗じて得た額（当該額が 100 万円を超える場合は 100 万円とする。）以下であること。

（２）都道府県等が、緊急性等を勘案し支援が必要と認められる者

4 事業内容

（１）支援内容

本事業の支援内容は、次に掲げるものとする。

ア 利用者に対し宿泊場所や食事の提供を行うとともに、衣類等の日用品を支給又は貸与、及び定期的な入浴等の日常生活上必要なサービスを提供する。

イ 利用開始時及び利用期間中において定期的に健康診断及び健康医療

相談を行うとともに、医療等が必要な場合は、福祉事務所又は保健所等と十分な連携の下で必要な医療等を確保する。

ウ 実施主体の判断により、保健師、看護師、精神保健福祉士その他これらと同等に業務を行うことができる者（以下「医療職等」という。）が路上等又は宿泊場所において、巡回相談や必要な支援を実施する。

（２）利用手続

本事業の実施に当たり、実施主体は、施設の利用、管理等に関し、必要な規則を定めることとする。

本事業を実施するに際し、自立相談支援機関と十分連携を図りながら実施することが必要であることから、本事業の利用については、自立相談支援機関が作成するプランに盛り込むこととする。

（３）利用期間

本事業の利用期間は原則として３か月以内とする。

ただし、本人に対するアセスメントの状況を踏まえ、都道府県等が必要と認める場合は、６月を超えない範囲内で都道府県等が定める期間とすることができる。

（４）宿泊場所の供与を行う施設

施設は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災について十分配慮されたものであり、以下の要件を満たすものとする。

ア 施設の構造

施設は、建築基準法に定める基準等を満たしたものであること。

イ 施設の設備

施設には、次の設備を設けなければならない。

（ア）事務室

（イ）宿泊室

（ウ）浴室又はシャワー室

（エ）便所・洗面所

なお、同一施設において、自立相談支援事業を合わせて実施する場合には、上記のほか相談室等を設けるものとする。また、宿泊施設やアパート等の一室を借り上げる方法により実施する場合や他の社会福祉施設等と設備の一部を共用すること等により当該施設の運営上支障が生じない場合には上記の限りでない。

ウ 職員の配置

施設には、施設長及び夜間の警備に必要な職員を配置する。ただし、夜間の警備に必要な職員については、非常勤とすることも差し支えない。

なお、宿泊施設やアパート等の一室を借り上げる方法により実施する場合は、この限りではない。

医療職等による相談や支援を行う際は、必要な職員を配置する。なお、相談や支援の頻度等に応じて非常勤とすることも差し支えない。

5 留意事項

- (1) 事業の実施に当たっては、「一時生活支援事業の運営の手引き」(平成27年3月6日社援地発0306第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)を参照すること。
- (2) 本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。また、利用者に対しては、性別に配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて、婦人相談所や婦人保護施設等の関係施設とも十分連携すること。このほか、利用者の特性により、社会的な偏見や差別を受け弱い立場に置かれやすい者に対しては、配慮を行うこと。
- (3) 関係機関と個人情報を共有する場合は本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱について適切な手続きを踏まえること。
- (4) 本事業の実施に当たっては、本人の状況に応じて、適切に就労準備支援事業等につなげることができるよう、自立相談支援機関との連携を図ること。また、本人の状況に応じて、適切に生活保護につなげることができるよう、自立相談支援機関とともに福祉事務所とも連携を図ること。
なお、本事業と自立相談支援事業を一体的に実施する場合には、利用者の就労促進のため、公共職業安定所による職業相談の実施等に当たって連携を図ること。
- (5) 本事業の実施に当たって、地域社会の理解が得られるよう、例えば、生活困窮者・ホームレス自立支援センターの利用者が地域の清掃活動を行う等地域住民との交流を深めるとともに、地元自治会等を含めた協議会を設けるなど、地域に密着した事業の運営が行えるよう配慮すること。
- (6) 4(1)ウの事業を実施する場合は、特に路上等における生活が長期化し、高齢化した者に配慮し、きめ細かな相談や必要な支援を行うとともに、必要に応じて医療機関と連携を図るよう配慮すること。